

平成30年大川市農業委員会第11回総会議事録

1. 開催日時 平成30年11月5日(月)
開 会 午前9時30分から午前10時20分まで

2. 開催場所 大川市役所 大会議室(3階)

3. 出席委員(15人)

1 番	柿添 博文	9 番	辻 正光
2 番	井口久美子	10 番	吉川 康則
3 番	龍 靖男	11 番	梅崎 正道
5 番	中村 博満	12 番	志牟田 文彦
7 番	植木 幸治	13 番	津村 浩二
8 番	古賀 林允	15 番	田中 博文

4. 欠席委員(3人)

4 番 江崎 重俊、6 番 貞荊 謙二、14 番 宮原 晶彦

5. 傍聴人(0人)

6. 付議議題

議案第32号	農地法第3条許可申請について
議案第33号	農地法第5条許可申請について
議案第34号	大川市農用地利用集積計画について
報告第19号	農地法18条第6項通知について
報告第20号	使用貸借の合意解約届出書について

7. 事務局

局長 中島 聖佳 次長 相川 曜一

8. 会議の概要

(開会)

事務局 みなさん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから平成30年第11回大川市農業委員会総会を始めさせていただきます。

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。農業委員会の在任委員15名中、12名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。

それでは、議事規則第4条の定めにより、会長より議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 本日、ここに平成30年第11回大川市農業委員会を招集しましたところ、委員各位には公私とも、ご多忙の折にもかかわらず、ご参集くださいまして誠にありがとうございました。それでは、出席委員は、定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される時は挙手をし、議長の許可を受けてから、議席番号、氏名を告げて発言をお願いします。

最初に、議案第32号農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。

1番から5番について審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

1番から5番については、下限面積等の許可要件を満たしていますので、許可することに問題はないと考えます。ご審議をお願いいたします。

議長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

それでは、1番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

議長 他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

1番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手する)

議長 挙手全員であります。

よって、1番は申請どおり許可することに決しました。

続きまして、2番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

議長 他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

2 番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
よって、2 番は申請どおり許可することに決しました。
続きまして、3 番についてご意見、ご質疑等ございませんか。
(「なし」という者あり)

議 長 他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
3 番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
よって、3 番は申請どおり許可することに決しました。
続きまして、4 番についてご意見、ご質疑等ございませんか。
(「なし」という者あり)

議 長 他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
4 番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
よって、4 番は申請どおり許可することに決しました。
続きまして、5 番についてご意見、ご質疑等ございませんか。
(「なし」という者あり)

議 長 他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
5 番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
よって、5 番は申請どおり許可することに決しました。

以上で、議案第32号農地法第3条の許可申請についての審議を終わりました。

次に、議案第33号農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。

1番から2番について、審議をお願いいたします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局

(議案の朗読及び説明)

1番の申請目的は、米穀用倉庫及び資材置場であります。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地である第2種農地であり原則許可であります。工事は、平成31年1月着工であり、資金は、銀行の残高証明書で確認しています。

2番の申請目的は、進入用通路であります。農地区分につきましては、用途地域内の第3種農地でありまして、原則許可であります。工事は、平成30年12月着工であり、資金は銀行の住宅ローンの仮審査手続きで確認しています。また、申請地南側に農地がありますが、ブロック3段を積むことから問題ないと考えます

以上のことから、1番から2番について、許可妥当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議長

職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

それでは、1番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

辻委員

1番について補足説明いたします。

地元委員の宮原副会長は本日所用で欠席されておりますが、事前に連絡を受け現場を確認しております。詳細は事務局から説明があったとおりです。現地を確認したところ、特に問題ないと思います。ご審議をお願いします。

議長

次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから、採決いたします。

1番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
よって、1 番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。
次に、2 番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

古賀委員 2 番について補足説明いたします。
詳細は事務局から説明があったとおりです。現地を確認したところ、特に問題ないと思います。ご審議をお願いします。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。
(「なし」という者あり)
他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから、採決いたします。
2 番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
よって、2 番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。

次に、議案第 3 4 号大川市農地利用集積計画についてを議題といたします。
農業経営基盤強化促進法第十八条第 1 項の規定により当委員会の決定を求められたので、ご審議をお願いします。
職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、ご意見、ご質疑などございませんか。
ほかに、ご意見等なしと認めます。
ただいまから、採決いたします。

農用地利用集積計画について、賛成の委員の挙手をお願いします。
挙手全員であります。

よって、農用地利用集積計画は計画のとおり決定されることに賛成の意見

を付することに決しました。

以上で、議案第34号大川市農用地利用集積計画についての審議を終わりました。

次に報告第19号農地法第18条第6項の通知についてを議題といたします。

職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 （議案の朗読及び説明）

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。
みなさん、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）
他に、ご意見等なしと認めます。
以上で、報告第19号を終わります。

次に報告第20号使用貸借の合意解約届出書についてを議題といたします。
職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 （議案の朗読及び説明）

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。
みなさん、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）
他に、ご意見等なしと認めます。

以上で、報告第20号を終わります。

議 長 次に、署名委員を氏名いたします。
8番 古賀 林允 委員
9番 辻 正光 委員
を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」という者あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって、左様決しました。

以上で、第11回大川市農業委員会総会を閉会致します。